

令和2年度授業料免除申請要項

- ※ 授業料免除申請希望者は、本要項を熟読のうえ、期限厳守で手続きをしてください。
- ※ 授業料免除の申請者は学生本人です。(保護者の方ではありません)
- ※ 申請後、確認・連絡事項がある場合は個別にGメールに連絡をしますので、連絡を受けたら必ず対応してください。

I 授業料免除申請について

令和2年度の授業料免除について

令和2年度の授業料免除は、次の区分A～Cの通り実施します。昨年度までと制度が大きく変更されていますので、授業料免除を希望する学生は、本要項を熟読し手続きを行ってください。

A 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免【対象：4、5年生及び専攻科生】

令和2年4月から、高等教育の修学支援新制度がスタートします。認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、授業料等減免と給付奨学金それぞれに、本人からの申請が必要です。

◇認定要件：

- a. 国籍・在留資格等に関する要件
 - － 日本国籍を有する者、法定特別永住者等
- b. 大学等に進学するまでの期間等に関する要件
 - － 高等学校等（高専3年次修了含む）を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等（4年次進級含む）に入学した日までの期間が2年を経過していない者等
- c. 学業成績等に関する基準
 - 4年生（編入生含む）
次のいずれかに該当すること
 - ▶ 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、編入学生については入学試験の成績が上位2分の1以上であること
 - ▶ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
 - ▶ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること
 - 5年生、専攻科生
次のいずれかに該当すること
 - ▶ GPA等が在学するコース（専攻科は学年）における上位2分の1の範囲に属すること
 - ▶ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること
- d. 家計の経済状況に関する基準

○収入基準

収入基準の判定については、マイナンバーを利用し日本学生支援機構が行います。

【算式】市町村住民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第I区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第II区分	100円以上～25,600円未満	第I区分の減免額の2/3
第III区分	25,600円以上～51,300円未満	第I区分の減免額の1/3

○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

◇給付奨学金の申請手続きについて

区分Aによる授業料等の減免を申請する学生は、必ず給付奨学金の申請手続きもしてください。ただし、以下に該当する方は、既に手続き済みですので、授業料免除の申請のみ行ってください。

- ▶ 4年生で、日本学生支援機構の給付奨学金の採用候補者に決定している
- ▶ 5年生・専攻科2年生で、昨年11月に日本学生支援機構の給付奨学金の在学予約採用に申請をした

※給付奨学金の申請手続きが必要な方には、申請手続きに必要な書類等を後日郵送します。

B 経過措置による国立高等専門学校機構における授業料免除【対象：5年生以上】

経済的理由によって授業料の納付が困難^{※1}であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者で、以下のいずれかに該当する学生

(1) 新制度による授業料等の減免の対象外となる学生

※区分Aの認定要件のa・bを満たさない学生のみ

(2) 新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生

※区分Aの手続きと併せて手続きが必要

C 国立高等専門学校機構における授業料免除申請

(1) 災害等の特別な事情による場合【対象：4年生以上】

次の①又は②に該当する特別な事情により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2) 授業料免除における特別措置による場合【対象：1～3年生（③のみ4年生以上）】

次の①～④に該当する事情があり、かつ経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると認められる者

① 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、授業料の全額が支援されない者で、授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

② 高等学校等就学支援金制度の36月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない3年生以下の者であり、かつ学業優秀^{※2}と認められる者

③ 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生以外の者で、授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合

④ 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由で就学支援金の加算申請ができない者で、かつ学業優秀^{※2}と認められる者

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別な事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。

※2 「学業優秀」とは、二次次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。なお、修得単位数が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

その他

- ・申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考は各期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

Ⅱ 提出書類

申請様式は、本校公式ホームページに掲載していますので、**必要な書類を各自ダウンロードしてください。**

様式掲載先：<https://www.ariake-nct.ac.jp/students/tuition-waiver>

1. 全員が提出するもの（該当する区分のものを作成し提出してください）

区分	提出様式
A	(A様式1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 ※1～2ページのみ両面印刷したものを使用してください。 ※5年生以上はこの申請書で B(2) との併願が可能です。併願を希望する場合は、裏面の国立高専機構における授業料免除制度への申請希望を「あり」で回答してください。
B(1) C(1)	(様式1-1) 授業料免除申請書
C(2)	(様式1-2) 授業料免除申請書

<提出方法>

令和2年4月24日（金）までに郵送してください。

（封筒の表に「**授業料免除申請書類**在中」と**朱書き**すること）

郵送後は、必ず以下のとおりメールを学生支援係宛（gakgak-staff@ml.ariake-nct.ac.jp）に送信してください。

- | | |
|-----|---|
| ・件名 | 授業料免除申請書類郵送報告 |
| ・本文 | 所属クラス： (4C・6M等)
氏 名：
給付奨学金にこれから申請する： (はい・いいえ) |

2. **B・C**の区分の申請者が提出するもの（区分**A**のみの申請者以外全員）

「別表」を確認のうえ**提出書類全てを完備**し、前期・後期それぞれの受付期間中に学生支援係へ提出してください。

<提出受付期間>

前期：令和2年6月15日（月）～6月24日（水）

後期：令和2年10月1日（木）～10月9日（金）

3. 書類提出についての注意事項

- (1) 提出書類はボールペン等（消せるものは不可）で丁寧に記入してください。
- (2) 不備がある場合は受付できません。期限までに全ての書類を不備なく提出できるよう、早めに準備してください。

【郵送・問い合わせ先】

〒836-8585

大牟田市東萩尾町150

有明工業高等専門学校 学生課学生支援係

TEL 0944-53-8861

※区分BまたはCの申請者のみの提出書類

項目	提出書類	備考
全員提出	提出書類チェック表	<ul style="list-style-type: none"> ・提出する書類全てにチェックをつけること ・必要に応じて申立欄を記入すること
全員提出	(様式-あ) 家庭調書	<ul style="list-style-type: none"> ・太枠内の項目を漏れなく記入 ・主たる家計支持者の続柄を○で囲む ・同一生計の者全員を記入（同居の場合は、原則同一生計とみなす） ・別居の場合は、同一生計であれば記入 ・就学者の欄は<u>小学生以上</u>を記入 ・奨学金は「給付型」のみを記入（なければ斜線を引く） ・住民票と現住所が異なる場合は、備考欄に理由を記入
全員提出	住民票 ※コピー不可	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭調書に記載した世帯全員分（3ヶ月以内に取得したもの） ・マイナンバーが記載されていないものを提出
全員提出	所得証明書 (最新のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・(様式-あ)の家庭調書に記載した世帯全員分 ・※未就学児や専業主婦等収入の無い者も含む（所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書）
全員提出	(様式-い) アルバイト等収入状況申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・アルバイトをしている場合は、添付書類も必須（給与明細の写し） ・給与明細ではなく通帳の写しを提出する場合は、通帳の名義が分かる箇所の写しも添付 ・添付書類はA4サイズに統一すること

別 表

母子・父子家庭	(様式ーう) 母子・父子世帯等申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・「有」の項目については、金額が分かる書類を添付 ・手渡し等で添付書類がない場合は、申立書に理由を記入
2020年1月以降に就職した家族がいる	(様式ーえ) 給与支給(見込)証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・就職した家族の勤務先の担当者に、「記」以下を証明してもらう
高校生以上の就学者がいる	(様式ーお) 兄弟姉妹等の在学状況及び授業料免除状況証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭調書に記載した者のうち、高校生以上の就学者につき要提出 ・有明高専に在学中の兄弟姉妹については不要 ・兄弟姉妹の在籍学校の担当者に、「記」以下を証明してもらう
申請前6ヶ月以内に退職した家族がいる	(様式ーか) 退職及び退職金支給証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請前6ヶ月以内に退職した家族について、退職された職場の担当者に、「記」以下を証明してもらう ・退職金が出ていない場合も必ず提出 ・退職金が出ている場合は、退職金所得の源泉徴収票(写)でも可
長期(6ヶ月以上)療養者がいる	(様式ーき) 長期療養者に係る支出(見込)額等申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・療養の期間・内容が分かる医師等の証明書を添付 ・申請前6ヶ月間に経常的に支出している金額を証明できるもの(領収書等)を添付 ・保険金等支払証明書を添付
主たる家計支持者が別居(単身赴任等)	(様式ーく) 主たる学資負担者(家計支持者)別居に係る支出(見込)額等申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・支出金額がわかるもの(領収書等)を添付

別 表

生活保護扶助世帯	扶助料が明記された証明書	・ 年額がわかるよう計算式を書くこと
15 歳以上（就学者除く） で無職・無収入者がいる	申立欄にて理由等を説明	・ 求職中、進学準備中等を含む ・ 雇用保険受給中の場合は、金額がわかる書類（雇用保険受給資格証等）を提出
身体障害者がいる	身体障害者手帳等の写	・ 障害厚生年金受給中の場合は、源泉徴収票又は年金改定通知書等の写を添付
授業料の各期の納期期 限前 6 月以内に学資負 担者が死亡した	戸籍(除籍)謄本 死亡を証明する書類	
授業料の各期の納期期 限前 6 月以内に風水害 等の災害を受けた	市区町村発行の罹災証明書	左記の罹災証明書で損害額が不明の場合は、損害額を証明できる書類